

# 家畜伝染病の発生状況

- 口蹄疫は、2010年に宮崎県で発生したが、2011年2月にWOAHの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。
- 豚熱は、2018年9月に岐阜県で26年ぶりに発生して以降、89例の発生を確認（11月30日現在）。
- 高病原性鳥インフルエンザは近年、毎年秋から春にかけて発生が続いており、直近では2021年11月から2022年5月までに25例、2022年10月から2023年4月までに84例、2023年11月に2例の発生を確認。（11月30日現在）。
- 牛のブルセラ症及び結核は清浄化が達成された一方で、ヨーネ病は依然として全国的に発生。
- 牛海綿状脳症（BSE）は、2001年9月以降、36例の発生が確認されたが、2013年5月のWOAH総会で「無視できるBSEリスク」の国に認定。

注2

## 【主要な家畜伝染病の発生状況<sup>注1</sup>の推移】

（単位：戸数）

年（西暦）	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
口蹄疫	292	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ症（牛）	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結核（牛）	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病（牛）	235	331	211	293	326	327	315	374	321	380	399	446	519	306
牛海綿状脳症（BSE）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクレイピー（羊）	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	6	45	10	15	8	4
高病原性鳥インフルエンザ	1	23	0	0	4	2	7	5	1	0	33	28	66	34
低病原性鳥インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出戸数（ただし、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは疑似患畜を含む）。

注2：データは2023年8月末までの集計結果。

(1) 原因 (病原体)

口蹄疫ウイルス (Foot-and-mouth disease virus)

(2) 対象家畜

牛、豚、めん羊、山羊、水牛、鹿、いのしし

(3) 症状・特徴

口や蹄に水疱形成<sup>すいほう</sup>、発熱、流涎<sup>りゅうぜん</sup> (よだれを垂らす。) 等の症状を示す。極めて感染力が強く、幼獣では高い致死率を示す。成長した家畜の死亡率は低いものの、発病後の発育障害等により、産業動物としての価値が失われる。

(4) 発生状況

中国等の近隣アジア諸国で継続的に発生しており、日本では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌年2011年には清浄国に復帰している。

～牛の症状～



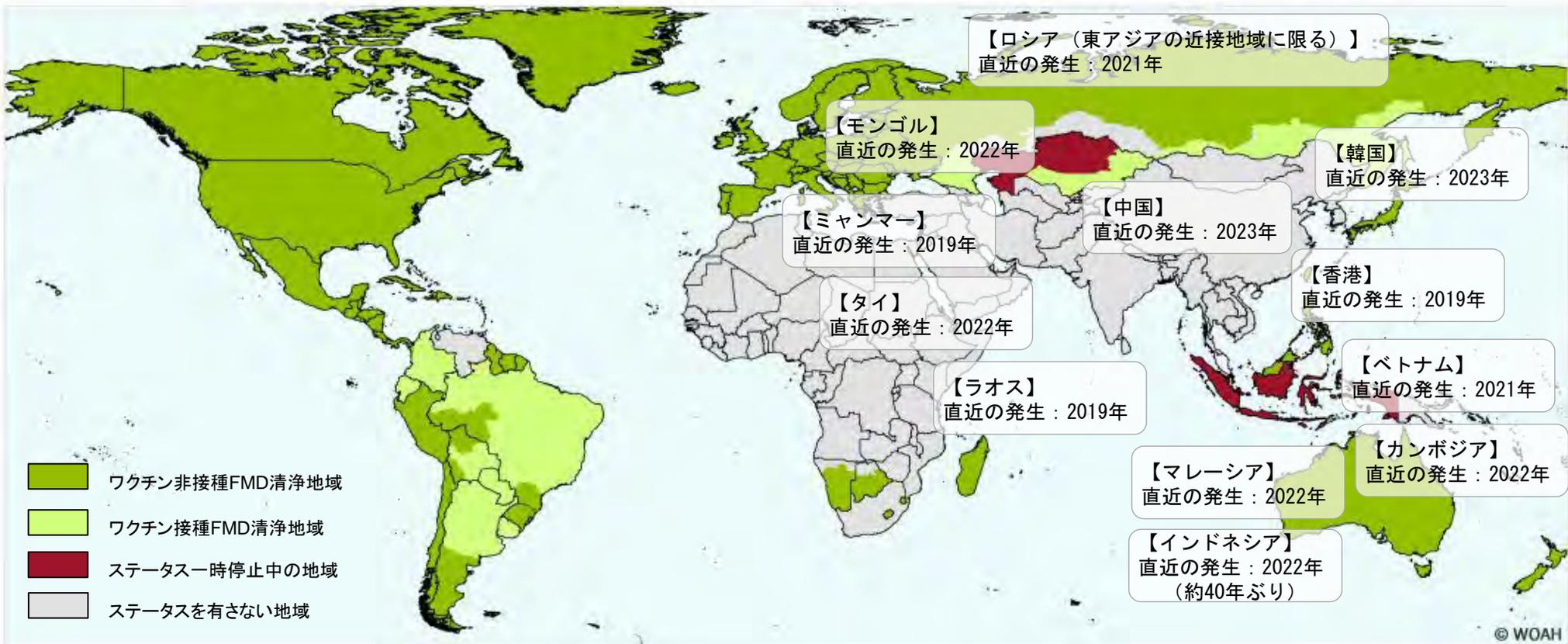
～豚の症状～



# 近隣アジア諸国を中心とした海外における口蹄疫の発生状況

- 日本では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌年2011年には清浄国に復帰。
- 中国、韓国等のアジア近隣諸国で継続的に発生しており、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の位置付け緩和により人や物を介した我が国への侵入リスクは極めて高い状況。
- 侵入防止措置として、検疫探知犬の増頭、郵便物への検疫強化、ならびに家畜伝染病予防法の改正による違反者への罰則強化により水際検疫体制を強化。

口蹄疫（FMD）のWOAHステータス認定状況及び近隣諸国での近年の発生状況



# 高病原性鳥インフルエンザとは

## (1) 原因（病原体）

WOAHが作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス

元気消失



## (2) 対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

## (3) 症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。

急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症：海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

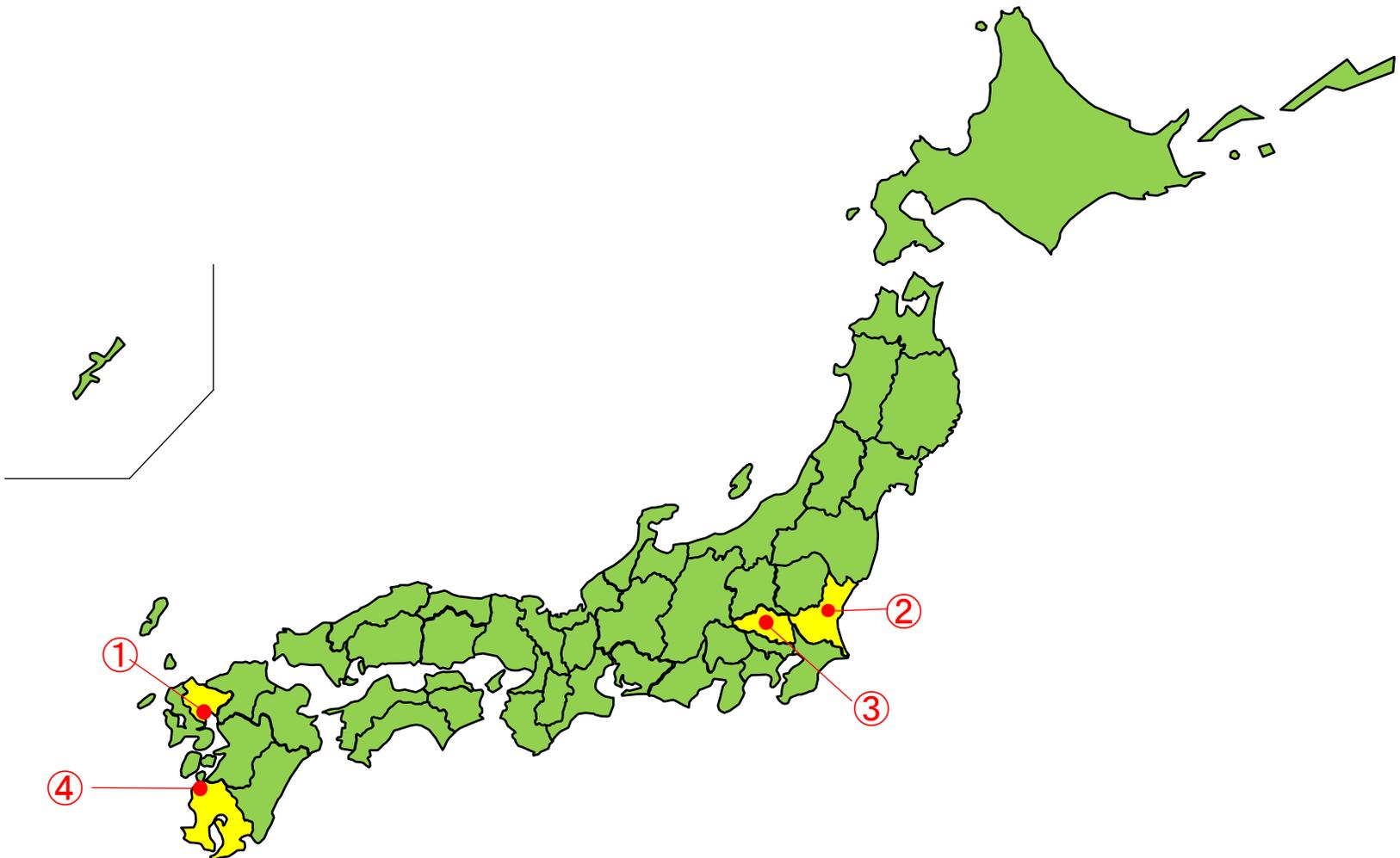
## (4) 発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29、令和2、3、4、5年度に発生。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている。

# 高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況①

○ 今シーズンは、11月25日に国内1例目が確認されて以来、令和5年12月9日0時00分時点で4県4事例発生し、約18.0万羽が殺処分の対象となっている。



# 過去の発生事例～近年の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応

## ＜平成15年度の発生＞ H5N1亜型（高病原性）

1～3月…3府県4事例 約27万羽（山口県、大分県、京都府）  
 （※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生）

## ＜平成18年度の発生＞ H5N1亜型（高病原性）

1～2月…2県4事例 約16万羽（宮崎県、岡山県）

## ＜平成22年度の発生＞ H5N1亜型（高病原性）

11～3月…9県24事例 約183万羽（島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県）

## ＜平成26年度の発生＞ H5N8亜型（高病原性）

4月…1県1事例 約10万羽（熊本県）  
 12～1月…4県5事例 約35万羽（宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県）

## ＜平成28年度の発生＞ H5N6亜型（高病原性）

11～3月…9道県12事例 約166万羽（青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県）

## ＜平成29年度の発生＞ H5N6亜型（高病原性）

平成30年1月…1県1事例 約9.1万羽（香川県）

## ＜令和2年度の発生＞ H5N8亜型（高病原性）

11～3月…18県52事例 約987万羽（香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県）

## ＜令和3年度の発生＞ H5N1亜型／H5N8亜型（高病原性）

11～5月…12道県25事例 約189万羽（秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道）

## ＜令和4年度の発生＞ H5N1亜型／H5N2亜型（高病原性）

10～4月…26道県84事例 約1,771万羽（岡山県、北海道、香川県、茨城県、和歌山県、兵庫県、鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、千葉県、福島県、鳥取県、愛知県、佐賀県、山形県、広島県、沖縄県、埼玉県、福岡県、長崎県、群馬県、大分県、滋賀県、岩手県）

## ＜平成17年度の発生＞ H5N2亜型（低病原性）

6～12月…2県41事例 約578万羽（茨城県、埼玉県）

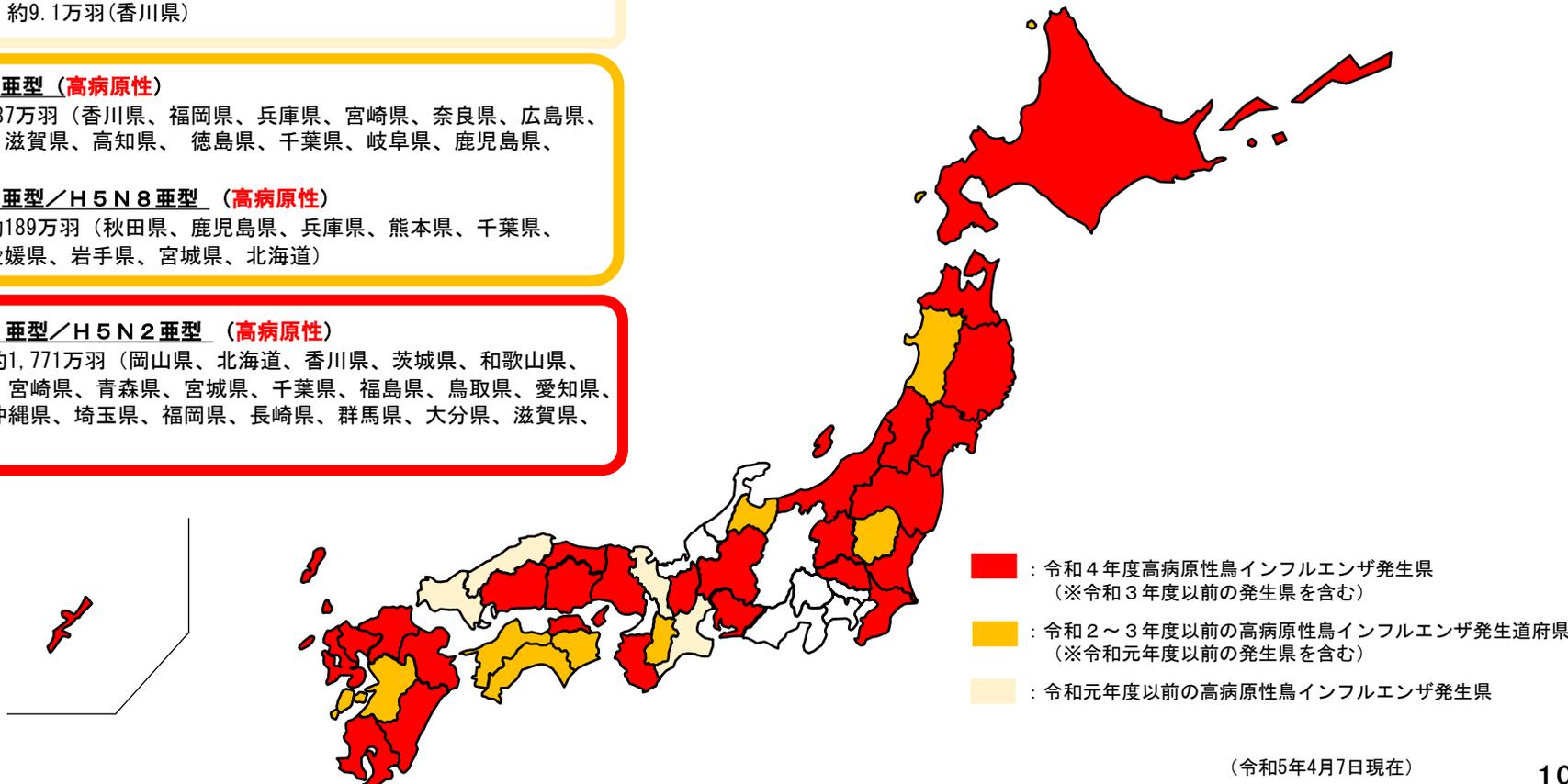
## ＜平成20年度の発生＞ H7N6亜型（低病原性）

2～3月…1県7事例（うずら） 約160万羽（愛知県）

## ※野鳥における発生（高病原性）

・平成20年 全3県  
 ・平成22～23年 全16県  
 （他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認）

・平成26～27年 全6県12例（H5N8型）  
 ・平成28～29年 全22都道府県 218例（H5N6型）  
 ・平成29～30年 全3都県45例（H5N6型）  
 ・令和2～3年 全18道県58例（H5N8型）  
 ・令和3～4年 全8道府県107例（H5N1型/ H5N8型）  
 ・令和4～5年 全26道県184事例（H5N1型/H5N2型）  
 （飼養鳥全5県8事例（H5N1型））



# 農場の分割管理マニュアルの概要

## 1. 分割管理の考え方

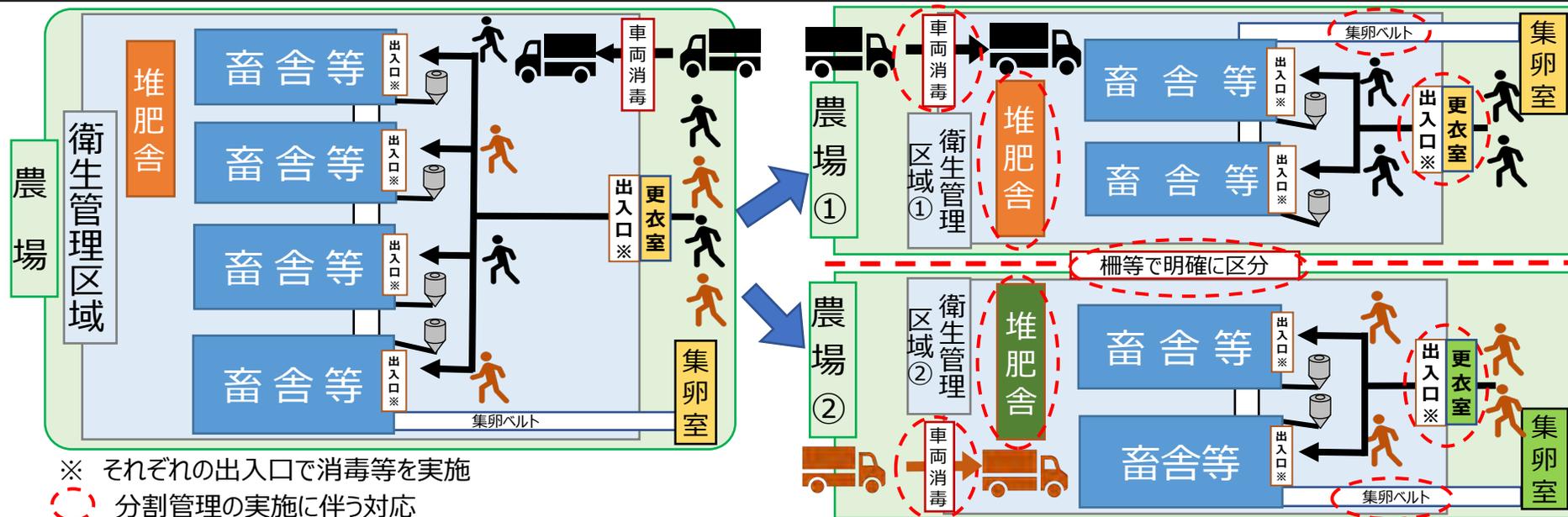
患畜又は疑似患畜が確認された農場の家畜は殺処分する必要があるが、飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に従い、**人、物、家畜等の動線**を分けることで、**農場を分割し**、殺処分の範囲を限定することが可能。

## 2. 取組の進め方

- (1) **生産者が自ら取り組むことを決定**した上で、具体的な方法について**都道府県に相談**。
- (2) 相談を受けた**都道府県は、必要な指導を実施**し、分割管理の**開始時及び継続的に実施状況を確認（随時）**。
- (3) 生産者は、**分割後の農場ごとに、飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、定期報告（年1回）を実施**。

## 3. 農場の分割管理を行う上での主な留意点

- (1) 隣接する衛生管理区域の**境界に柵等を設け**、分割後の農場を**明確に区分**。
- (2) 分割後の農場ごとに**作業者を分ける（※）**とともに、車両や作業者の**出入口を設け**、それぞれ**消毒等を実施**。**家畜は、導入時に一定期間、他の家畜との隔離を実施**。（※発生時に異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された家畜飼養農場の場合は例外あり）
- (3) **集卵ベルト**など、畜舎をまたがる機材については**農場間で共用しない**。
- (4) 発生時の影響を考慮し、**堆肥舎等は原則、共同利用しない**。（共同利用する場合は、衣服の交換、消毒等を徹底。）
- (5) **分割後の農場で特定家畜伝染病が発生した際には**、畜舎**排気口へのフィルター設置等、病原体拡散防止対策**を図った上で、防疫措置を実施。非発生農場は、移動制限区域内の他の農場と同様、死亡羽数等の報告や検査を実施。



## 7 高病原性鳥インフルエンザによる鶏卵・鶏肉の輸出への影響

- 1 従来、高病原性鳥インフルエンザが発生すると、輸出相手国との協議が終わるまで日本全国の鶏卵・鶏肉の輸出を一時停止しなければならなかったが、輸出額の9割以上を占める香港及びシンガポールと協議し、今季から、香港及びシンガポールに対しては日本全国からの輸出を一時停止することなく、非発生県からの輸出を継続できることとなった。
- 2 発生県については、防疫措置完了から一定期間\*発生がないことを確認した上で、輸出再開について相手国と協議予定。

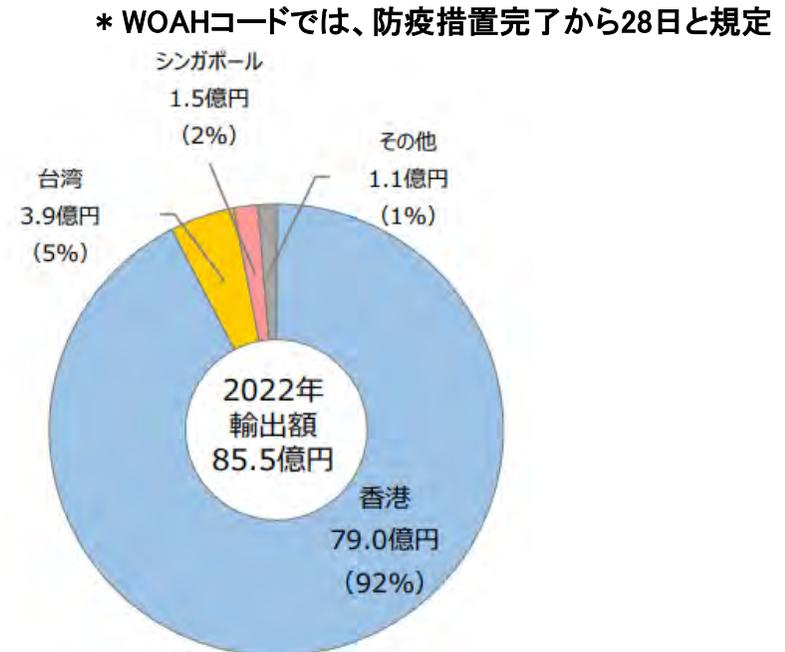
(なお、台湾向け卵については、2024年6月まで、非発生農場からの輸出が可能)

### 【鶏肉及び鶏卵の輸出実績(2022年)】

#### 〈鶏肉〉

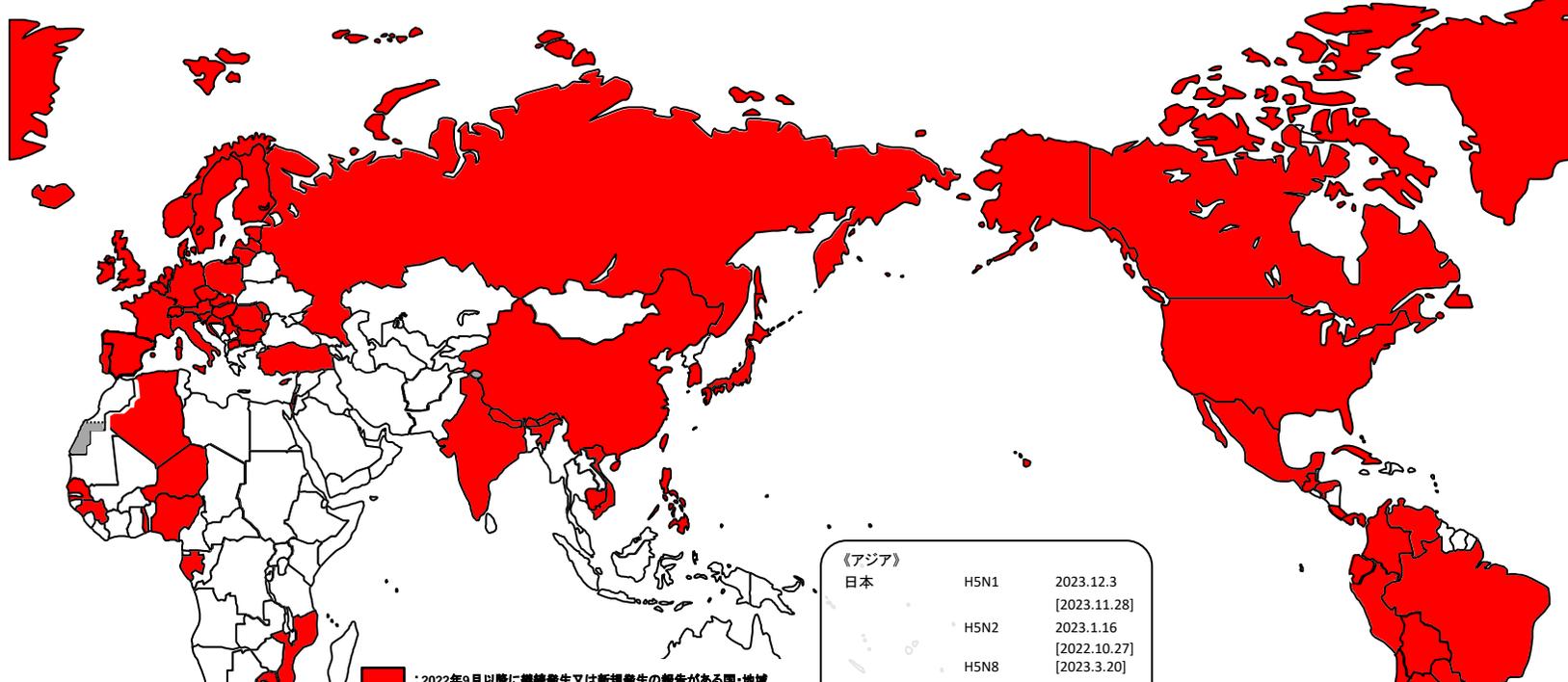


#### 〈鶏卵〉



# 高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2022年9月以降)

※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



■ : 2022年9月以降に継続発生又は新規発生の報告がある国・地域

## 《ヨーロッパ》

アイスランド	H5N1 [2023.3.23]	デンマーク	H5N1 2023.11.20 [2023.11.15]	ベルギー	H5N1 2023.11.30 [2023.9.11]
H5N5 [2023.10.19]	(グリーンランド H5N5 [2023.9.14])				
アイルランド	H5N1 2022.11.18 [2023.9.11]	(フェロー諸島 H5N1 2022.10.2 [2022.9.22])		ルクセンブルグ	H5N1 2023.1.27 [2023.5.24]
イタリア	H5N1 2023.11.24 [2023.11.21]	H5N5 2023.10.6 [2023.9.13])		ポーランド	H5N1 2023.12.6 [2023.7.9]
英国	H5N1 2023.11.23 [2023.11.26]	ドイツ	H5N1 2023.12.5 [2023.12.4]	ポルトガル	H5N1 2022.9.27 [2023.11.13]
		ノルウェー	H5N1 2023.10.06 [2023.9.6]	レユニオン	H5N1 2023.7.4 [2023.11.23]
オランダ	H5N1 2023.11.14 [2023.11.24]	H5N5 [2023.11.12]		ルーマニア	H5N1 2023.10.30 [2023.11.23]
北マケドニア	H5N1 [2022.11.3]	H5 [2023.10.30]		チェコ	H5N1 2023.5.12 [2023.7.17]
スイス	H5N1 2023.3.19 [2023.7.5]	ハンガリー	H5N1 2023.12.6 [2023.11.25]	オーストリア	H5N1 2023.1.30 [2023.11.20]
スウェーデン	H5N1 2023.6.25 [2023.11.2]	フィンランド	H5N1 [2023.11.1]	スロバキア	H5N1 2023.1.31 [2023.1.31]
	H5 [2023.7.18]	H5 [2023.5.22]		キプロス	H5N1 2022.11.24 [2022.11.28]
スペイン	H5N1 2023.2.4 [2023.11.2]	フランス	H5N5 [2022.9.17]	トルコ	H5N1 2023.2.23 [2023.10.8]
スロベニア	H5N1 2023.2.24 [2023.11.19]	H5N1 2023.7.10 [2023.10.27]		エストニア	H5N1 2023.2.15 [2023.8.2]
セルビア	H5N1 [2023.11.25]	H5 2023.11.26		リトアニア	H5N1 2023.3.16 [2023.7.3]
クロアチア	H5N1 2023.11.14	ブルガリア	H5N1 2023.3.30		
		不明	2022.10.20	ラトビア	H5N1 [2023.8.7]

## 《アジア》

日本	H5N1 2023.12.3 [2023.11.28]
	H5N2 2023.1.16 [2022.10.27]
	H5N8 2023.3.20 [2023.11.24]
	H5 2023.11.30 [2023.11.24]
韓国	H5N1 2023.12.4 [2023.11.27]
	H5 2023.12.9 [2023.12.4]
台湾	H5N1 2023.12.4 [2023.4.27]
	H5N2 2023.1.23 [2023.11.13]
香港	H5N1 2022.12.5 [2023.11.23]
イスラエル	H5N1 2023.12.5 [2023.11.1]
フィリピン	H5N1 2023.4.29 [2023.11.1]
	H5N6 2023.1.4 [2023.10.3]
ベトナム	H5N1 2022.10.3 [2023.4.13]
インド	H5N1 2023.4.13 [2023.9.5]
ネパール	H5N1 2023.6.3 [2023.2.9]
カンボジア	H5N1 2023.11.23 [2023.10.8]
ブータン	H5N1 2023.3.11 [2023.7.28]
中国	H5N1 [2023.7.28]

## 《ロシア・NIS諸国》

ロシア	H5N1 2023.10.19 [2023.8.14]
(南樺太)	H5N1 [2023.7.25]
モルドバ	H5N1 2023.1.19

## 《アフリカ》

南アフリカ共和国	H5N1 2023.1.6 [2022.12.1]
	H5N2 2022.11.29
	H7N6 2023.11.9
	不明 2023.10.25 [2023.8.14]
アルジェリア	H5N1 [2022.11.22]
ニジェール	H5N1 2022.12.18
ナイジェリア	H5N1 2023.8.24
セネガル	H5N1 2023.3.18 [2023.3.8]
ギニア	H5N1 [2023.4.15]
トーゴ	H5N1 2023.6.21
モザンビーク	H7 2023.9.29

## 《南北アメリカ》

米国	H5N1 2023.12.2 [2023.10.24]
	H5N4 2022.9.10
	H5 [2023.9.6]
カナダ	H5N1 2023.11.25 [2023.7.1]
	H5N5 [2023.6.29]
	H5 [2023.6.23]
メキシコ	H5N1 2023.10.28 [2023.10.24]
パナマ	H5N1 [2023.3.10]
エクアドル	H5N1 2023.8.17 [2023.11.14]
コロンビア	H5N1 2023.2.20 [2023.3.3]
	H5 2023.12.2
	不明 2023.7.19 [2023.7.18]
ベネズエラ	H5N1 [2022.11.17]
	H5 2023.9.19
ペルー	H5 2023.9.24 [2023.9.25] *
	不明 2023.2.20
パラグアイ	H5N1 2023.5.30
ホンジュラス	H5N1 [2023.2.22]
チリ	H5N1 2023.7.3 [2023.7.5]
コスタリカ	H5 [2023.10.11]
ウルグアイ	H5 2023.5.11 [2023.10.4]
グアテマラ	H5N1 [2023.1.26]
アルゼンチン	H5N1 2023.7.5 [2023.10.17]
	H5 [2023.10.20]
ボリビア	H5N1 2023.3.20 [2023.2.1]
キューバ	H5N1 [2023.2.4] *
ブラジル	H5N1 2023.9.12 [2023.11.13]

\* 動物園における発生  
出典:WOAH等

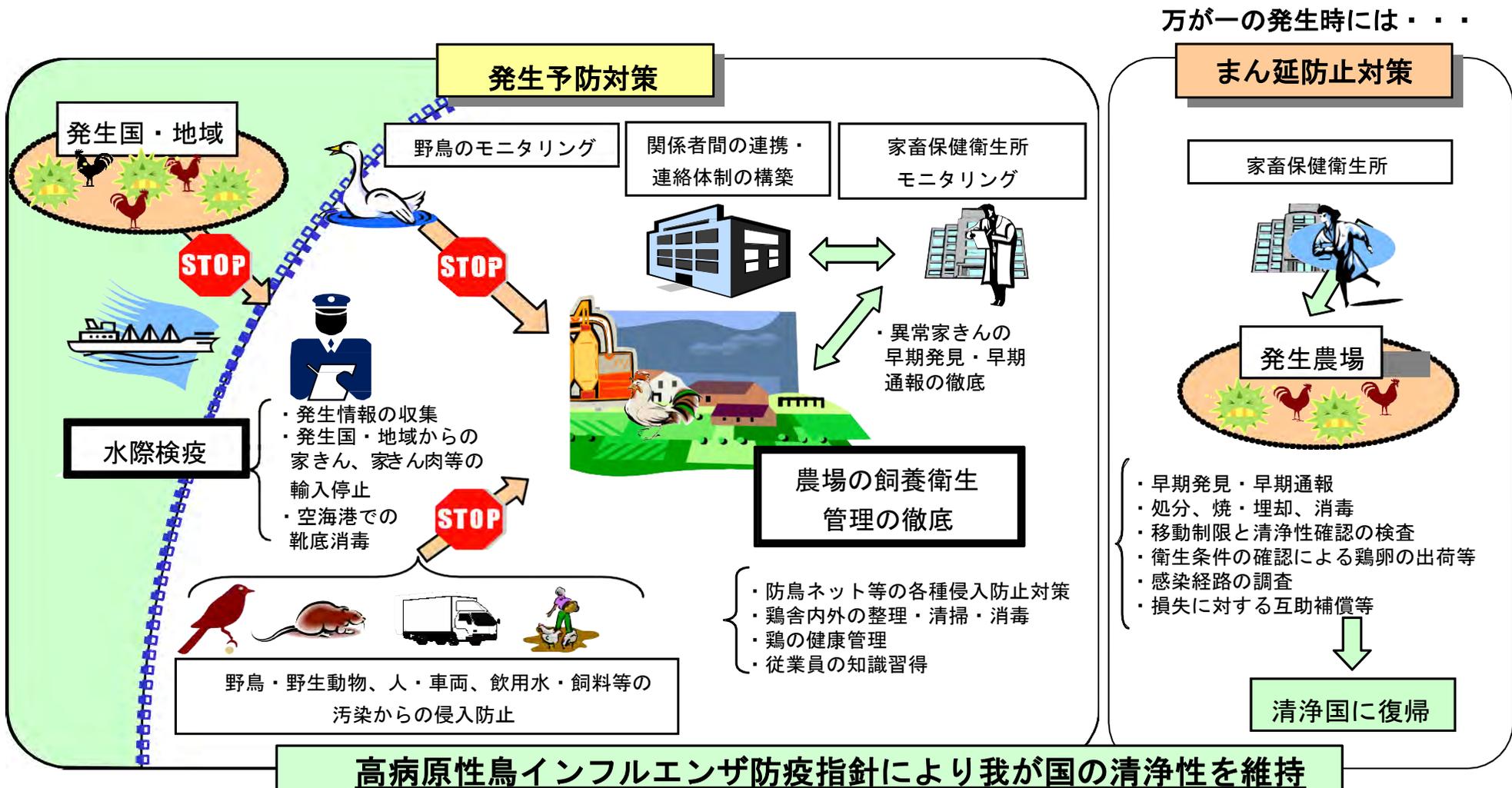
2023年12月11日現在

※[ ]は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。  
※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、  
その後の清浄性確認については記載していない。  
※型別に最新の発生事例を記載  
※白色の国、地域であっても継続感染等により報告  
されていない可能性もある。

※WAHIS:World Animal Health Information Systemとは、  
WOAH(国際獣疫事務局)が提供する動物衛生情報システムである。

# 高・低病原性鳥インフルエンザ対策の概要

- 海外の発生情報の収集及び水際検疫体制の確立。
- 家きん・野鳥のモニタリングによる監視及び異状家きん等の早期発見・早期通報の徹底。
- 農場の飼養衛生管理の徹底による発生予防対策の実施。
- 防疫演習や緊急防疫対応等の危機管理体制の構築。
- 発生時の動物福祉に配慮した処分及び移動制限などの迅速なまん延防止対策の実施。



# 総理指示(11月24日)を受けた対応について

## <総理指示> (11月24日23時05分)

- ① 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- ② 現場の情報をしっかり収集すること。
- ③ 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- ④ 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

## <対応>

- ① 関係省庁(※)と連携し、都道府県が実施する防疫措置(当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置等)について、職員の派遣等、必要に応じた支援を実施。(また、環境省において発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、県に野鳥の監視を強化するよう要請。)
- ② 農林水産省政務による都道府県知事との意見交換を実施するとともに、疫学、野鳥等の専門家からなる疫学調査チームを派遣。
- ③ 全都道府県に対し、鳥インフルエンザの早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を改めて通知し、家きん農場における監視体制の強化を実施。併せて、経営支援対策を周知。
- ④ 消費者、流通業者、製造業者等に対し、鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等(鶏肉・鶏卵の安全性の周知、発生県産の鶏肉・鶏卵の適切な取扱いの呼び掛け等)を実施。

(※) 関係各省：消費者庁、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省

# 豚熱（CSF）とは

- (1) 原因：豚熱ウイルス (classical swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし **※人には感染しない**
- (3) 分布：欧州、アジア、アフリカ、中南米の一部の国々  
※ 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。  
飼養豚では20都県、野生イノシシでは34都府県で発生（令和5年9月1日時点）。
- (4) 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。  
※ **有効なワクチンが存在**



【皮膚紫斑（しはん）】  
（出典：動物衛生研究部門）

# アフリカ豚熱（ASF）とは

- (1) 原因：アフリカ豚熱ウイルス (African swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし（ダニによっても媒介） **※人には感染しない**
- (3) 分布：アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）のほか、**平成30年8月に中国で発生（アジアで初の発生）以降、アジア地域での発生が拡大。アジアの18か国・地域で発生（令和5年11月30日時点）。**  
※ **日本未発生。**
- (4) 症状：甚急性～不顕性まで幅広い病態を示す。  
※ **豚熱に酷似するがより病原性は強い傾向。**  
※ **ワクチン、治療法はない**

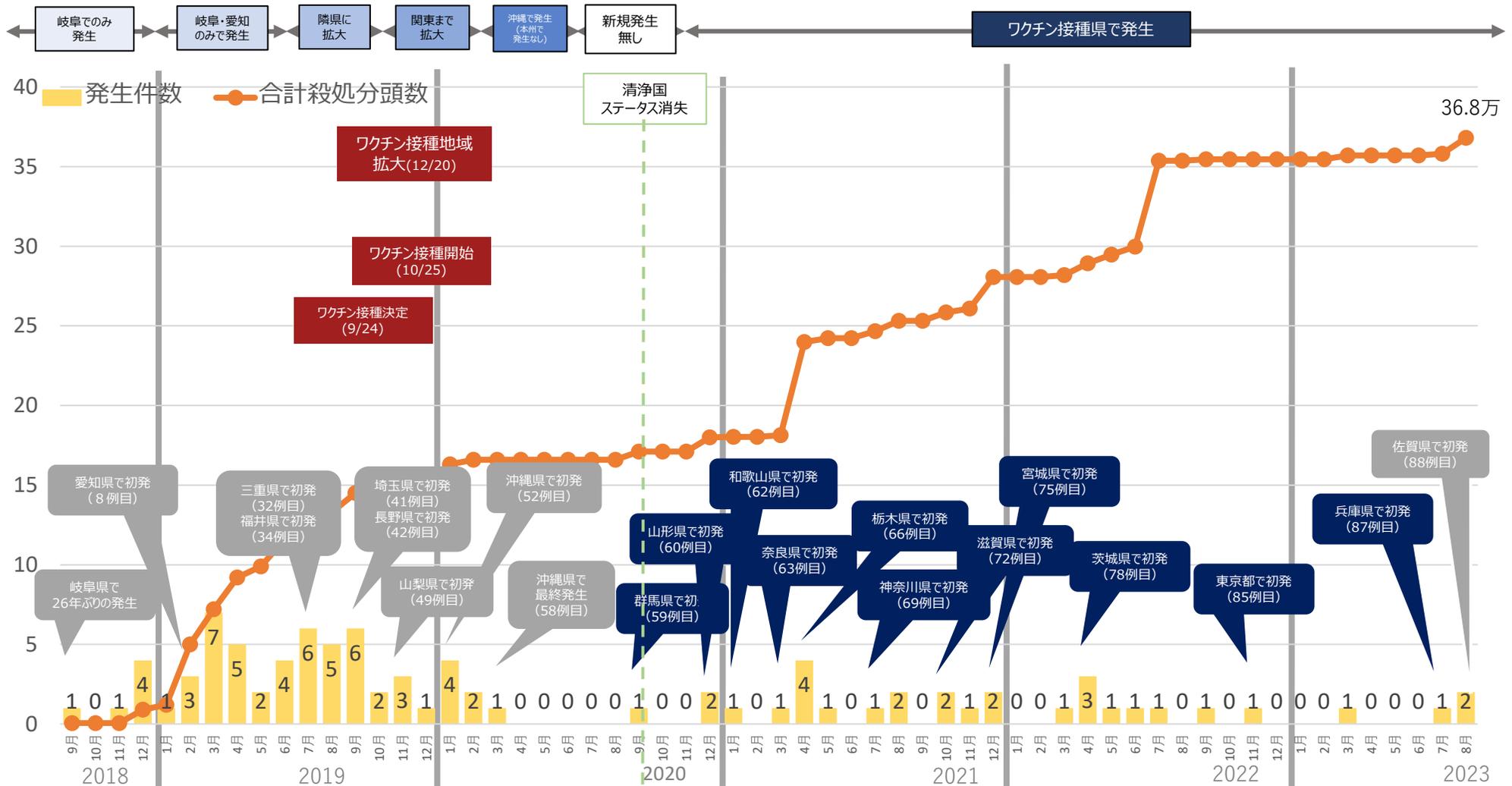


【全身の出血性病変、チアノーゼ】

（出典：Veterinary school of Barcelona, Spain  
Centro de Vigilancia Sanitaria, Veterinaria, Spain）

# 豚熱発生経過

- 2018年9月9日の岐阜県での発生以来、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県及び佐賀県の20都県で計89事例発生し、これまでに約36.8万頭を殺処分。
- 2019年9月24日にワクチン接種を決定、10月15日に防疫指針を改訂、10月25日からワクチン接種開始。
- 2020年9月3日にWOAH（国際獣疫事務局）が認定する豚熱の清浄国ステータスを消失。
- 群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県、山梨県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、兵庫県といったワクチン接種県においても発生。

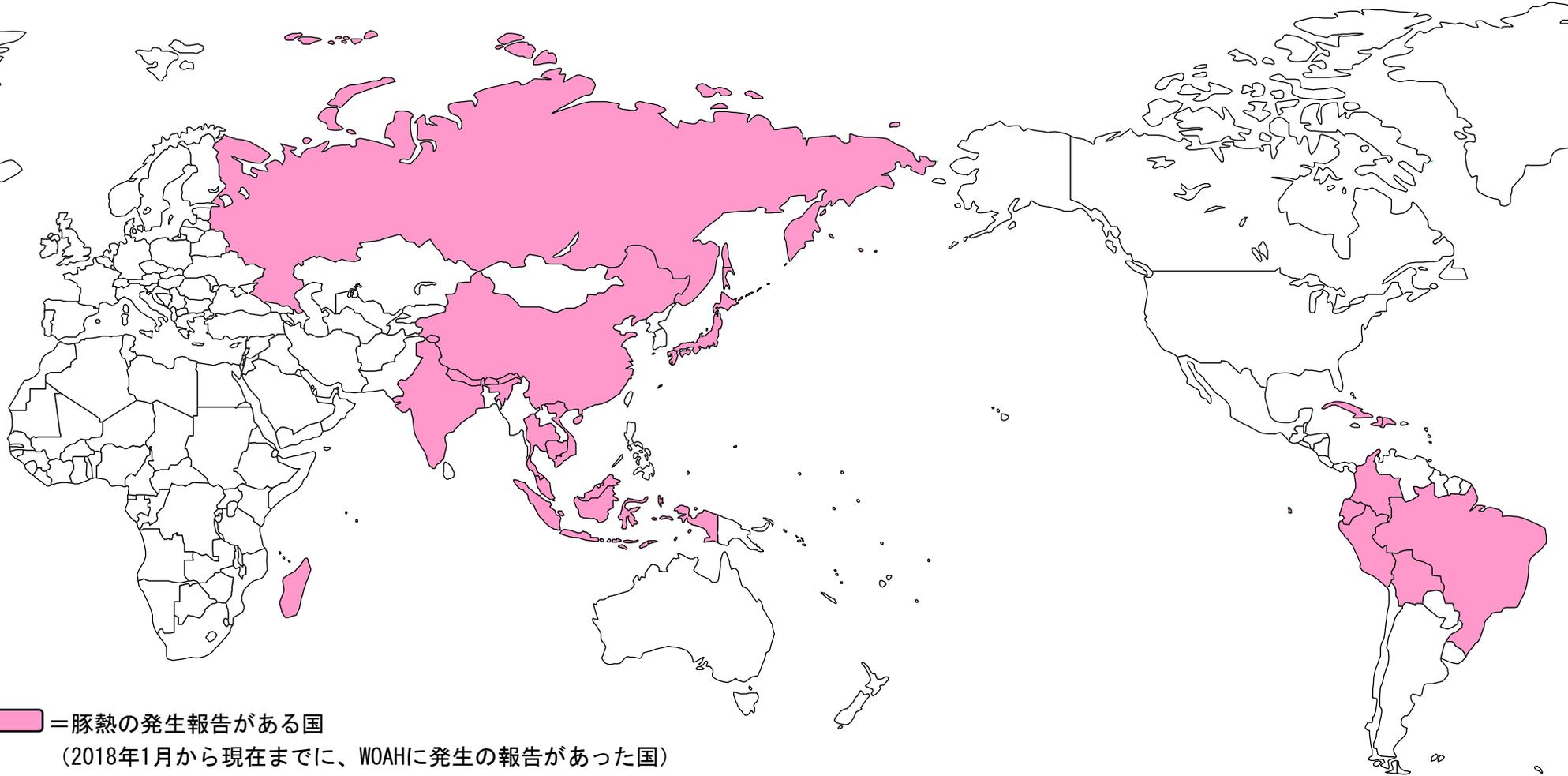




# 海外における豚熱の発生報告状況

- 中国や東南アジアをはじめ、世界各国に分布。
- 北米、オーストラリア、スウェーデン等では清浄化を達成している。

令和5年11月30日現在



※まん延している国、イノシシでのみ発生している国等では、報告されていない場合がある。

# 野生イノシシにおける基本対策

## (1) サーベイランスの強化

豚熱

アフリカ豚熱

- 平成30年9月から、全都道府県における野生イノシシのサーベイランスを開始。
- 令和2年8月31日に全都道府県に向けて豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランスの強化通知を発出。
- 令和3年11月、新たな遺伝子検査法の導入及び外部委託体制の整備により検査負担軽減。
- 令和4年4月、web上で生産者自ら農場周辺の検査状況を確認可能な新たな地図情報システムを提供。

## (2) 捕獲の強化

豚熱

アフリカ豚熱

- 自治体、農林水産省及び環境省が連携し、豚熱陽性が確認されている県及びその隣接県等46都府県に「捕獲重点エリア」の設定を依頼。

## (3) 経口ワクチン散布

豚熱

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。
- 令和3年3月から民間ヘリコプターによる空中散布を実施（静岡県・栃木県）。
- 令和5年3月に散布方法の具体化等のため散布方針を改正。
- 現在、豚熱陽性が確認されている県及びその隣接県等39都府県のうち、沖縄県、千葉県を除く37都府県で経口ワクチンを散布。

## (4) 感染防止のための周知等の推進

豚熱

アフリカ豚熱

- 山林作業や観光客等、山林に立ち入る者に対して、デジタルサイネージ広告の実施や多言語ポスターの提示・配布等により、周知の推進。
- 捕獲従事者に対して交差汚染対策周知のため、映像資材・漫画資材の配布。

## (5) 法改正・制度的整理等の対応

豚熱

アフリカ豚熱

- サーベイランス、経口ワクチン散布等を家伝法に位置付け（令和3年4月施行）。
- 野生イノシシの死体処理に関する制度的整理及び関係部局の連携強化について、消費・安全局長、農村振興局長、林野庁長官、環境省環境再生・資源循環局長、環境省自然環境局長による5局庁長連名通知の発出（令和4年3月）。
- アフリカ豚熱の防疫措置の具体化（基本方針の検討、演習の実施等）。

【34都府県で豚熱陽性野生イノシシを確認】

豚熱感染野生イノシシ発見地点  
(令和5年11月29日時点)



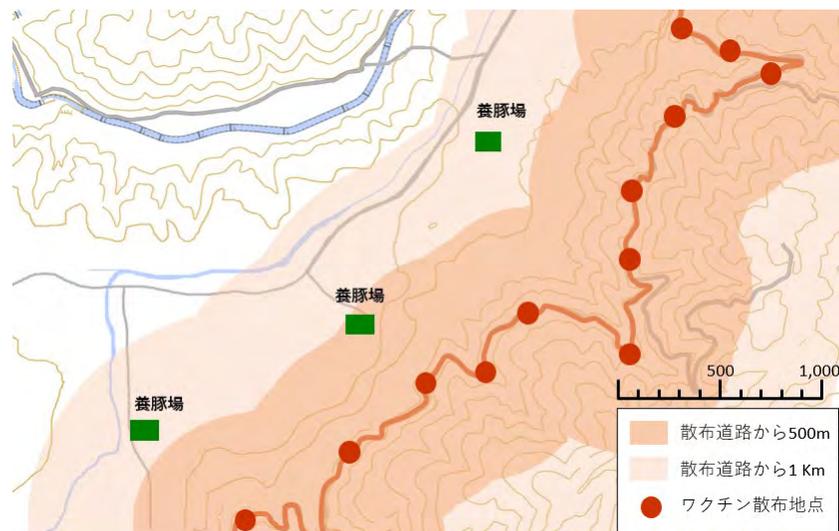
# 豚熱経口ワクチン散布の効果と方向性

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始し、現在までに37都府県が経口ワクチンを散布（令和5年11月30日時点）。
- 経口ワクチンの散布を早い時期から実施している中部地方の県では、野生イノシシの豚熱陽性率がピーク時から低下をしている中でも、免疫獲得イノシシを継続的に確認。また、研究においても、疫学的検証により散布効果として、散布地点周辺では免疫獲得イノシシの割合が高いことを確認。
- 散布により、野生イノシシを介した感染拡大を抑え、環境中のウイルス低減を図ることで以下を目指しているところ。
  - ① 農場への感染リスクの低減
  - ② まん延スピードを弱め、九州等未確認地域への侵入を防止
- 農場への感染リスクの低減を意識した散布では、イノシシの生息や感染状況だけでなく、農場の分布や規模を踏まえて、散布地点を選定。

## (参考) 養豚場等周辺での経口ワクチン散布及び感染確認初期の緊急散布での散布地点の考え方

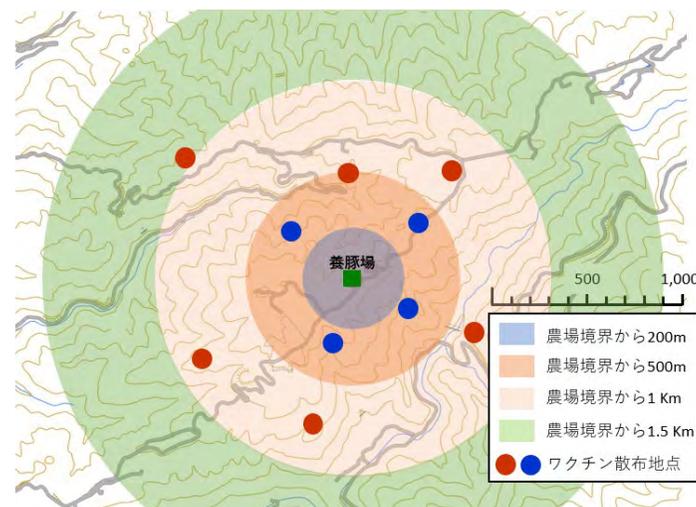
(豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針より引用。)

### A:エリア型散布



- ・道路や河川等の障壁でイノシシの動線が見えやすい場合
- ・農場が多く集中しているエリアがある場合
- ・豚熱感染確認直後で緊急的に感染拡大を抑制したい場合

### B:集中型散布



- ・農場が分散しており、ピンポイントの対策が必要な場合
- ・農場周辺の野生動物対策が適切に実施されている場合、農場近く（●）でも、散布が可能と考えられる。

# 海外におけるアフリカ豚熱の発生報告状況

- 2018年8月に中国においてアジア初の発生。その後、日本、台湾を除くアジア全域に感染が拡大。特に、韓国では2019年9月の発生確認以来、飼養豚、野生イノシシで、徐々に感染が拡大。
- 2021年7月にはドミニカ共和国、9月にはハイチでの発生が確認されるなど中米にも感染が拡大。



= 2005年以降WOAH等に発生通報のあった国/地域  
飼養豚での発生及び野生イノシシでの感染事例の報告

## アジア (18か国・地域)

中国	北朝鮮	東ティモール
モンゴル	ラオス	韓国
ベトナム	フィリピン	インド
カンボジア	ミャンマー	マレーシア
香港	インドネシア	ブータン
タイ	ネパール	シンガポール

## アフリカ (30か国・地域)

## ヨーロッパ (25か国・地域)

## 南北アメリカ (2か国・地域)

## オセアニア (1か国・地域)

東アジアでアフリカ豚熱が発生していないのは日本、台湾のみ。

台湾では、海岸に漂着した豚の死体からアフリカ豚熱のウイルス遺伝子が検出された事例が発生。